

合併処理浄化槽への 設置替えに補助金を交付します

生活排水などによる公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への設置替えをする人に補助金を交付します。

※ 新築時の浄化槽設置は補助の対象外です。

▶対象者（次の全てを満たす人）

- ①公共下水道整備構想区域（右図塗り込み箇所）でない地域で、合併処理浄化槽への設置替えをする人
- ②令和4年度中に設置替えを完了し、使用を開始する人
- ③町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していない人
- ④浄化槽関係法令を遵守する人

▶申請期間 4月1日(金)から令和5年3月1日(水)まで

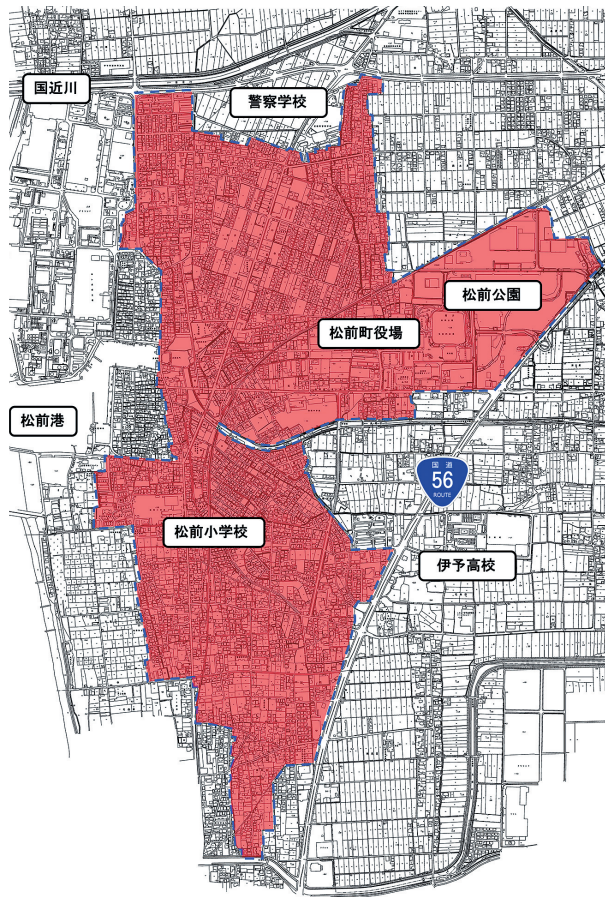
▶申請方法 申請書に必要書類を添付して提出してください。申請書は、町ホームページからダウンロードできるほか、窓口にあります。

▶補助限度額

設置費用		設置替えに伴う費用（新規）	
5人槽	332,000円	宅内配管工事	300,000円
7人槽	414,000円	単独浄化槽・汲み取り槽の撤去工事	90,000円
10人槽	548,000円	単独浄化槽を雨水貯留槽として再利用	90,000円

※ 国の補助制度変更により、対象者や補助金額などを変更することがあります。詳しくはお問い合わせください。

▶公共下水道整備構想区域（浄化槽補助対象外区域）



問 町民課生活環境係 ☎ 985-4117

犬猫のマイクロチップ装着が義務化

6月1日以降、犬猫等販売業者は犬猫にマイクロチップを装着することが義務付けられます(その他の所有者は努力義務)。

マイクロチップ装着後は、環境省のデータベースに飼い主情報の登録が必要です。ペットショップなどで犬猫を購入した場合は、忘れずに登録情報を変更しましょう。すでに装着して民間登録団体に登録している場合も、環境省のデータベースへの移行登録が必要です。

【登録手数料】オンライン申請：300円、書類申請：1,000円



移行登録は、オンラインで行えば手数料が無料です(5月31日まで)。詳しくは環境省HP(右のQRコード)で確認を。



Q なぜマイクロチップを装着するの?

A 迷子になったり、災害、盗難や事故にあつたりしても、登録情報と照合して飼い主のもとに返せるようにするためです。

問 日本獣医師会 ☎ 03-6384-5320